

新たな大都市制度の創設に向けた検討状況等について

時期 (平成)	本市の取組		国等の動向	
	当局	市会		
21 年度	21 年 7 月 22 年 5 月	○「新たな大都市制度創設の基本的考え方」《基本的方向性》を公表	○特別委員会 (調査・研究テーマ「新たな大都市制度の創設について」) (7 月)	○指定都市市長会「特別自治市」構想発表 (5 月)
22 年度	22 年 7 月		○特別委員会 (調査・研究テーマ「水平的、対等な連携協力の可能性について」) (7 月)	
23 年度	23 年 6 月		○特別委員会 (調査・研究テーマ「新たな大都市制度における都市内分権について」) (6 月)	○第 30 次地方制度調査会の臨時委員に林市長就任 (8 月)
	8 月 10 月 12 月 24 年 2 月 3 月	○横浜市大都市自治研究会設置 ○指定都市 7 市による大都市制度共同研究会設置 ○8 市連携市長会議設置 ○横浜市大都市自治研究会第 1 次提言	○新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議 (12 月) ○16 指定都市議長が国に対して特別自治市創設を要望 (2 月)	
24 年度	24 年 6 月 25 年 2 月 3 月	○「横浜特別自治市大綱素案(骨子)」とりまとめ ○「横浜特別自治市大綱」策定	○指定都市議長会として、国に対して「特別自治市」など多様な大都市制度創設を要望 (2 月)	
25 年度	25 年 4 月	○指定都市 7 市による大都市制度共同研究会報告書	○特別委員会 (調査・研究テーマ「新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方について」) (6 月)	○全国市議会議長会会長に佐藤祐文議長が就任 (5 月) ○第 30 次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(6 月)
	5 月 6 月 11 月	○広報冊子「横浜特別自治市」発行 ○広報冊子「横浜特別自治市(第 2 版)」発行		
26 年度	26 年 4 月 5 月			○指定都市市長会会長に林市長就任 (4 月) ○地方分権改革に関する提案募集の実施方針決定 (4 月) ○第 31 次地方制度調査会設置 (5 月) ○「地方自治法の一部を改正する法律」、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」成立 (5 月)

<参考資料 1 : 第 31 次地方制度調査会諮問文>

<参考資料 2 : 地方分権改革における「提案募集方式」の概要>

<参考資料 3 : 地方自治法の一部を改正する法律の概要>

<参考資料 4 : 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の概要>

(諮 問 案)

地方制度調査会会長 殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

地方制度調査会設置法（昭和27年法律第310号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮 問

個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

1 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案等により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとし、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入する。

2 提案の対象

○ 従来、委員会勧告に基づき推進してきた、以下の項目に関する提案を対象とする。

①地方公共団体への事務・権限の移譲

②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

○ 具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

①全国的な制度改正に係る提案を対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等も対象とする。

(なお、提案団体のみに当面の規制緩和等を実施し、後に全国的な改革へと波及させる場合には、「構造改革特区」等の提案募集方式を活用することも可能である。)

②委員会勧告では対象としていない事項に係る提案も対象とする。

・事務・権限の移譲の場合…委員会勧告では、出先機関の事務・権限を対象としてきたが、本府省の事務・権限を対象とした提案も行うことができる。

・義務付け・枠付けの見直しの場合…委員会勧告では、自治事務に関して法律に基づくものを対象としてきたが、法定受託事務に関するものや政省令、補助要綱等に基づくもの等についての提案も行うことができる。

③現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案も対象とする。

④従来と同様に、事務・権限の移譲等に関連する提案も対象とする。

(実施例) 自家用有償旅客運送における実施主体の拡大など

3 提案主体

○ 提案主体は、以下のとおりとする。

① 都道府県、市区町村

② 一部事務組合、広域連合

③ 地方六団体、地方公共団体を構成員とする任意組織(例:ブロック単位の知事会、共通課題を有する複数の地方公共団体など)

○ 広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、庁内関係部局等からの意見を幅広く集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するよう求める。

4 募集の方法及び時期

- ① 提案は、内閣府が受け付ける。
- ② 内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。
- ③ 提案主体に対して、制度改正の必要性(制度改正による効果、現行制度の具体的な支障事例など)等を示して提案するよう求める。
- ④ 募集は毎年少なくとも1回実施する。募集期間は、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

5 提案を受けた政府の対応

- ① 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府が中心となり、関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやり取りを重ねる。
その際、地方六団体からも意見を聴取する。
- ② 特に重要と考えられる提案については、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進める。
- ③ 提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。
また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

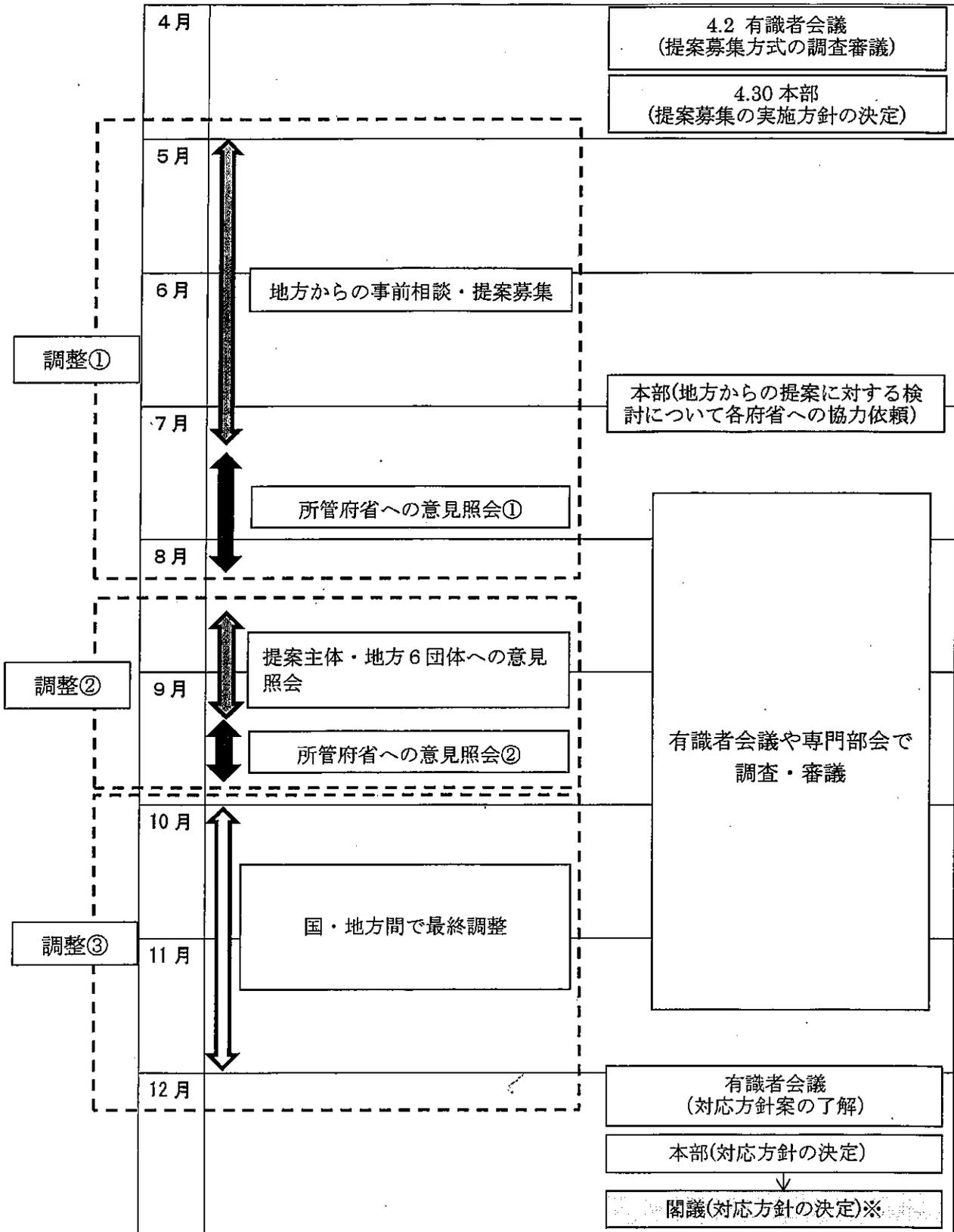
6 提案に関する調整過程の公表

- ① 提案の内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果は、内閣府のホームページに掲載する。
- ② 実現しなかった提案については、次年以降の提案及び検討の参考とするため、提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

7 制度改正に係る情報発信

- ① 内閣府及び関係府省は、措置した制度改正について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。
- ② 内閣府は、国民が制度改正に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

平成 26 年の提案募集方式の想定スケジュール



※法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出

地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（第252条の20第2項関係）
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする（第252条の21の2関係）
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする（第252条の2関係）
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする（第251条の3の2、第252条の2第7項関係）

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする（第252条の16の2～第252条の16の4関係）

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する（第260条の38、第260条の39関係）

5. 施行期日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日、2、4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

平成26年6月
内閣府地方分権改革推進室

平成26年5月28日成立
平成26年6月4日公布

1. 第4次一括法について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

（63法律を一括改正）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

2. 改正内容

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）

- 看護師など各種資格者※の養成施設等の指定・監督等の国（地方厚生局）の事務・権限を、都道府県に移譲。

※ 32資格（25法律）： 児童福祉司・保育士、はり師・きゅう師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、理容師、保健師・助産師・看護師、歯科衛生士、身体障害者福祉司、社会福祉主事、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、知的障害者福祉司、理学療法士・作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士・介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、食鳥処理衛生管理者、救急救命士、精神保健福祉士、言語聴覚士

商工会議所の定款変更の認可（38条）

- 商工会議所の定款変更の認可※の国（経済産業局）の事務・権限を、届出制にした上で、都道府県及び指定都市に移譲。

※ 定款変更の認可が必要な事項のうち、事業、会員、役員等に係る事項（目的、名称及び地区に係る事項を除く。）

自家用有償旅客運送※の登録、監査等（44条）

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国（地方運輸局）の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。
（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。）
- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定（5条等）

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・県費負担教職員の定数の決定
- ・学級編制基準の決定

（個人住民税所得割の2%を県から指定都市へ税源移譲。）

権限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	

病院の開設許可（17条）

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

※病院の開設許可については指定都市と都道府県が協議する等の規定を政令に定める予定。

権限	都道府県	指定都市
診療所の開設届出等 （病床数19床以下）		○
病院の開設許可 （病床数20床以上）	○ →	

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）（45条）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権限	都道府県	指定都市
区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き）		○
都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針、都市計画の目標等）	○ →	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）＜法律一覧＞

平成26年6月

国から地方公共団体（43法律）

- 内閣府関係**
 【健康増進法(1条)】
 ○誇大表示の禁止に係る勧告・命令
- 総務省関係**
 【放送法(3条)】
 ○小規模施設特定有線一般放送の業務開始届出等
- 厚生労働省関係**
 【児童福祉法(10条)】
 【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(11条)】
 【食品衛生法(12条)】
 【理容師法(13条)】
 【保健師助産師看護師法(15条1号)】
 【身体障害者福祉法(15条2号)】
 【診療放射線技師法(15条3号)】
 【臨床検査技師等に関する法律(15条4号)】
 【知的障害者福祉法(15条5号)】
 【理学療法士及び作業療法士法(15条6号)】
 【柔道整復師法(15条7号)】
 【食鳥処理法(15条8号)】
 【歯科衛生士法(16条)】
 【社会福祉法(18条)】
 【歯科技工士法(19条)】
 【美容師法(21条)】
 【調理師法(22条)】
 【製菓衛生師法(27条)】
 【視能訓練士法(29条1号)】
 【臨床工学技士法(29条2号)】
 【義肢装具士法(29条3号)】
 【救急救命士法(29条4号)】
 【言語聴覚士法(29条5号)】
 【社会福祉士・介護福祉士法等(30条1、3号)】
 【精神保健福祉士法(30条2号)】
 ○養成施設の指定・監督等
- 【児童福祉法(10条)】(再掲)
 【母子保健法(25条)】
 ○指定医療機関等の指定・監督
- 【消費生活協同組合法(14条)】
 ○消費生活協同組合(一部)の設立認可・監督
- 【医療法(17条)】
 ○医療法人(一部)の設立認可・監督
 (関係する都道府県の連携を規定)
- 【戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(23条1号)】
 【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(23条2号)】
 【戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(23条3号)】
 【戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(26条)】
 ○特別給付金又は特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行
- 【介護保険法等(31、32条)】
 ○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等
 (関係する都道府県の連携を規定)
- 農林水産省関係**
 【農産物検査法(35条)】
 ○登録検査機関(一部)の登録・監督
- 経済産業省関係**
 【商工会議所法(38条)】
 ○商工会議所の定款変更の認可(一部)
- 国土交通省関係**
 【中小企業等協同組合法(43条)】
 ○事業協同組合等(一部)の設立認可・監督
- 【道路運送法(44条)】
 ○自家用有償旅客運送の登録・監査等
 ○自動車道事業(一部)に係る供用約款の認可等
- 【自動車運転代行業適正化法(47条)】
 ○自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督
- 環境省関係**
 【土壌汚染対策法(48条)】
 ○指定調査機関(一部)の指定・監督

都道府県から指定都市（25法律）

- 内閣府関係**
 【食品表示法(2条)】
 ○農林物資製造業者等への立入検査等
- 文部科学省関係**
 【学校教育法(4条)】
 ○市町村立高等学校等の設置認可
- 【市町村立学校職員給与負担法(5条)・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)】
 【義務教育費国庫負担法(8条)】
 【公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)】
 ○市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教職員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等
- 【文化財保護法(6条)】
 ○史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等
- 【博物館法(7条)】
 ○博物館の登録
- 厚生労働省関係**
 【児童福祉法(10条)】
 【障害者総合支援法(33条)】
 ○指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等
- 【医療法(17条)】
 ○病院の開設許可
- 【売春防止法(20条)】
 ○婦人相談所を指定都市も設置可能に
- 【特別児童扶養手当等の支給に関する法律(24条)】
 ○特別児童扶養手当の受給資格の認定
- 【職業能力開発促進法(28条)】
 ○職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に
- 【介護保険法等(31、32条)】
 ○介護サービス事業者(一部)の業務管理体制の整備に関する監督等
- 農林水産省関係**
 【農林物資の規格化等に関する法律(34条)】
 ○農林物資製造業者等への立入検査等
- 【農地法(36条)】
 ○農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可
- 経済産業省関係**
 【採石法(37条)】
 ○岩石採取計画の認可
- 【商工会議所法(38条)】
 ○商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の報告の受理・警告等
- 【工業用水法(39条)】
 ○工業用水の採取許可
- 【砂利採取法(40条)】
 ○砂利採取計画の認可
- 【商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(41条)】
 ○全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画の認定等
- 国土交通省関係**
 【公有水面埋立法(42条)】
 ○公有水面の埋立免許
- 【都市計画法(45条)】
 ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等
- 【国土利用計画法(46条)】
 ○土地取引の規制区域の指定

63法律(※)

(※)「国から地方公共団体」と、「都道府県から指定都市」との重複(児童福祉法、医療法、介護保険法等(2法律)、商工会議所法)を整理。